

「海水浴場開設にかかる移動販売（キッチンカー）等事業者」募集要項

1 目的

南房総市が管理する海水浴場の利用促進や魅力向上を図るとともに、市内の飲食店に対する販路拡大と販売機会を提供することを目的とします。

2 募集概要

(1) 出店場所

南千倉海水浴場駐車場（南房総市千倉町南朝夷 1193-95）

(2) 出店場所の決定

応募内容をもとに、利用者の利便や安全等を考慮したうえで、調整して決定します。

(3) 出店数

海水浴客の駐車を妨げないため、上限を2店とします。

申し込み上限を超えた場合は、提出された出店計画表に記載された出店日数の多い者を優先し、また、申し込み上限を超え、出店日数が同一の者が多数いた場合は抽選とします。

（抽選日は7月3日（金）を予定）

(4) 出店対象者及び出店内容

南房総市内の飲食物販売事業者による移動販売車とします。

(5) 出店規模

1店当たりの使用（許可）面積は、駐車スペース1～2台分とします。

(6) 販売品目

営業許可証の範囲内の飲食物とします。販売価格は市場価格を基準として、不当な価格で販売しないこと。

(7) 出店可能期間及び時間

令和8年7月17日（金）～令和8年8月16日（日） 午前9時～午後5時

(8) 出店料

南房総市行政財産使用料条例による許可面積に応じた使用料を、全額前納にて納入していただきます。（20㎡あたり約739円）

3 応募要件等

(1) 応募者の資格

応募条件は、次の要件にすべて該当する者としてします。

①申込日に市内に住所がある法人、または個人事業者。

②市内の他の海水浴場でキッチンカー出店の申請をしていない者。

③出店申し込みに用いる言語は日本語とするため、日常会話が可能なレベルの日本語を扱える者。

④保健所及び公的機関から、移動販売車での出店や営業に係る必要な許可または資格を有する者。

⑤保健所が定める衛生管理が出来ること。また、衛生的に販売品を取り扱うことが出来ること。

⑥必要に応じて相応の賠償保険を掛ける措置を講じていること。

(2) 応募ができない者

次の要件のいずれかに該当する者は、応募ができません。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。(契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員など。)
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者。
- ③役員等(参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び役員等が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に基づく観察処分を受けている者。
- ④市税を滞納している者(猶予を受けている者を除く)及び法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者(猶予を受けている者を除く)。

4 出店上の遵守事項等

出店者には、以下の事項を遵守していただきます。

- ①営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
- ②火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。火気使用の場合は、消火器を必ず設置すること。所管の消防署に、所定の届出を行うこと。
- ③利用者および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、拡声器は使わず、BGM等は控えめにすること。
- ④出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を南房総市へ報告すること。
- ⑤出店者は、出店箇所およびその周辺を適宜清掃し、美化維持に努めること。
- ⑥出店者は、必ずごみ箱を店の近くの見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- ⑦食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。
- ⑧衛生管理を徹底すること。

5 応募方法について

(1) 募集期間

令和8年6月17日(水)～令和8年6月26日(金)(応募多数の場合は出店調整あり)

(2) 応募書類

- ①出店申請書
- ②営業許可書の写し(当該車両での移動販売の許可)
- ③完納証明書
- ④出店方法が分かる画像(写真等)
- ⑤出店計画表

移動販売車について

- ・ナンバープレートを確認できる写真
- ・内装、装備等が確認できる写真
- ・全体の色や意匠が確認できる写真(車幅・車高を記入して下さい。)

6 その他

本要項に定めのない事項については、南房総市と出店者が協議することとします。